

GIGA スクール構想の実現に向けた周南市の取組

Vol.3

ICT 教育推進による児童生徒の学びの保障と充実

臨時休業のときには・・・（遠隔授業の場合）

学校



1

学校から学習者用端末に遠隔授業の配信を通知

2

教室から遠隔授業の配信準備

3

家庭から学習者用端末でログイン

4

学校から家庭への遠隔授業の開始



家庭

学校が臨時休業になったときには、児童生徒が家庭に持ち帰った学習者用端末を使って、学校から配信される遠隔授業を受けることで、児童生徒の学びを保障します。

家庭学習の充実のために・・・



学習者用端末は、学校で使用されるだけでなく、児童生徒が家庭に持ち帰り、家庭学習にも活用することができます。学習者用端末には、個に応じた学習ができるよう、小・中学校全学年、各教科の学習に取り組めるドリル教材を入れています。

1 問ごとの即時正誤判定、間違えた問題だけの解き直し、前学年の既習事項の学び直しなど児童生徒の学習意欲を高める工夫のほか、教師が個々人の学習履歴を把握し、個別指導に生かすこともできます。

モバイル Wi-Fi ルータの貸付

周南市では、児童生徒の学びの保障と家庭学習の充実のために、各家庭に Wi-Fi 環境の整備をお願いしています。

整備が間に合わないご家庭に対しては、教育委員会からモバイル Wi-Fi ルータを貸し出します。ただし、通信料はご家庭で負担していただきます。ご希望の方は、今後、学校から配布される「貸付物品借用証」を教育委員会にご提出ください。

ルータを借り受けた場合、データ SIM の契約が必要となります。後日、周南市教育委員会学校教育課でご案内します。



周南市教育委員会
学校教育課